

一般財団法人宮城県建築住宅センター  
適合証明業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この適合証明業務手数料規程は、一般財団法人宮城県建築住宅センター適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人宮城県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料の額)

第2条 業務規程第13条第1項に規定する適合証明業務の検査手数料（新築住宅及び既存住宅）は、申請1件につき下記に定めるとおりとする。

(1) 一戸建て（新築住宅）の場合

(消費税を含む。)

区分		全ての 検査一括	設計検査 のみ	中間検査 のみ	竣工検査 のみ	竣工済 特例
①フラット35 ②財形住宅融資 ③フラット35Sで認定書等※1を添付する物件 ④設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書又はBELS評価書を取得し、かつ、S基準※2適合となる物件（⑤を除く。）	当センターに建築確認又は検査を同時申請する場合	30,000円	12,000円	11,000円	11,000円	36,000円
	上記以外の場合	44,000円	16,000円	15,000円	15,000円	49,000円
⑤設計住宅性能評価書又はBELS評価書を取得し、かつ、一次エネルギー消費量等級のS基準※2適合となる物件	当センターに建築確認又は検査を同時申請する場合	41,000円	12,000円	12,000円	20,000円	47,000円
	上記以外の場合	55,000円	16,000円	16,000円	25,000円	60,000円
⑥フラット35S Bプラン (断熱等性能等級を選択した場合) ⑦フラット35S Bプラン (耐久性・可変性を選択した場合) ⑧フラット35S B、Aプラン (バリアフリー性を選択した場合)	当センターに建築確認又は検査を同時申請する場合	36,000円	15,000円	12,000円	12,000円	41,000円
	上記以外の場合	49,000円	19,000円	16,000円	16,000円	55,000円
⑨フラット35S B、Aプラン (耐震性を選択した場合)	当センターに建築確認又は検査を同時申請する場合	50,000円	20,000円	20,000円	12,000円	適用外
	上記以外の場合	63,000円	25,000円	25,000円	16,000円	適用外
⑩フラット35S B、Aプラン (一次エネルギー消費量等級を選択した場合)（⑤を除く。）	当センターに建築確認又は検査を同時申請する場合	50,000円	20,000円	12,000円	20,000円	56,000円
	上記以外の場合	63,000円	25,000円	16,000円	25,000円	69,000円

※1 認定書等とは、Aプラン又はBプラン次世代住宅ポイント対象住宅証明書、Bプラン基準適合住宅（建築物省エネ法）、Aプラン住宅事業建築主基準、Aプラン認定低炭素住宅、Aプラン性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）、Aプラン長期優良住宅のいずれかを選択した際、添付する認定書のことをいう。

※2 S基準とは、フラット35SBプラン又はAプランに適合する基準をいう。

※異なる区分を2つ以上選択した場合は、選択した区分の中で最も高い手数料とする。

※変更設計検査の手数料は、上表の「設計検査のみ」の1/2の額とする。

※再検査が必要となった場合は、上表の検査手数料の1/2の額を追加徴収する。

(2) 共同建て（新築住宅）の場合

(消費税を含む。)

区分		申請戸数	設計検査	竣工検査
①フラット35、 ②財形住宅融資 ③フラット35Sで認定書等※1を添付する物件 ④建設住宅性能評価書を取得し、かつ、S基準※2適合となる物件	当センターに建築確認又は検査を同時申請する場合	1～2戸	11,000円	16,000円
		3～5戸	22,000円	33,000円
		6～10戸	33,000円	49,000円
		11～50戸	55,000円	82,000円
		51～200戸	77,000円	115,000円
	201戸～	99,000円	148,000円	
	上記以外の場合	1～2戸	16,000円	33,000円
		3～5戸	33,000円	66,000円
		6～10戸	49,000円	99,000円
		11～50戸	82,000円	165,000円
		51～200戸	115,000円	231,000円
201戸～	148,000円	297,000円		
⑤フラット35S	当センターに建築確認又は検査を同時申請する場合	1～2戸	16,000円	24,000円
		3～5戸	33,000円	49,000円
		6～10戸	49,000円	73,000円
		11～50戸	82,000円	123,000円
		51～200戸	115,000円	173,000円
	201戸～	148,000円	222,000円	
	上記以外の場合	1～2戸	24,000円	49,000円
		3～5戸	49,000円	99,000円
		6～10戸	73,000円	148,000円
		11～50戸	123,000円	248,000円
		51～200戸	173,000円	347,000円
201戸～	222,000円	446,000円		

※1 認定書等とは、Aプラン又はBプラン次世代住宅ポイント対象住宅証明書、Aプラン認定低炭素住宅、Aプラン性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）、Aプラン長期優良住宅のいずれかを選択した際、添付する認定書のことをいう。

※2 S基準とは、フラット35SBプラン又はAプランに適合する基準をいう。

※異なる区分を2つ以上選択した場合は、選択した区分の中で最も高い手数料とする。

※変更設計検査の手数料は、上表の「設計検査」の1/2の額とする。

※再検査が必要となった場合は、上表の検査手数料の1/2の額を追加徴収する。

(3) 賃貸住宅（新築住宅）の場合

(消費税を含む。)

区分		申請戸数	設計検査	竣工検査
①断熱構造基準にて 「一次エネルギー消費 量等級」を選択した場 合	当センターに建築 確認又は検査を同 時申請する場合	1～10戸	申請戸数×2,000円 +16,000円	申請戸数×2,000円 +16,000円
		11戸～20戸	申請戸数×1,000円 +27,000円	申請戸数×1,000円 +27,000円
		21戸～	申請戸数×500円 +38,000円	申請戸数×500円 +38,000円
	上記以外の場合	1～10戸	申請戸数×2,000円 +27,000円	申請戸数×2,000円 +27,000円
		11戸～20戸	申請戸数×1,000円 +38,000円	申請戸数×1,000円 +38,000円
		21戸～	申請戸数×500円 +49,000円	申請戸数×500円 +49,000円
②上記以外の場合	当センターに建築 確認又は検査を同 時申請する場合	1～10戸	申請戸数×1,000円 +16,000円	申請戸数×1,000円 +16,000円
		11戸～	申請戸数×500円 +22,000円	申請戸数×500円 +22,000円
	上記以外の場合	1～10戸	申請戸数×1,000円 +27,000円	申請戸数×1,000円 +27,000円
		11戸～	申請戸数×500円 +33,000円	申請戸数×500円 +33,000円

※変更設計検査の手数料は、上表の「設計検査」の1/2の額とする。

※再検査が必要となった場合は、上表の検査手数料の1/2の額を追加徴収する。

(4) 既存住宅の場合（戸建て及びマンション各住戸共通）

(消費税を含む。)

区分	旧耐震基準の住宅※1 又は不明の住宅		左記以外の住宅	
	建設性能評価等 ※2を活用	左記以外	建設性能評価等 ※2を活用	左記以外
①フラット35 ②フラット35借換融資 ③リ・ユース住宅 ④リ・ユースプラス住宅 ⑤フラット35S A、Bプラン (評価書等※3を活用した場合)	81,000円	87,000円	48,000円	54,000円
⑥フラット35S中古タイプ	87,000円	91,000円	52,000円	58,000円
⑦フラット35S A、Bプラン (評価書等※3活用なし)	別途見積			
⑧既存住宅瑕疵保険と同時申請の 場合(⑦を除く)	上記表と同じ額		39,000円	

- ※1 旧耐震基準の住宅とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前又は新築時期（「表示登記の原因及びその日付」に記入した日）が昭和58年3月31日以前の住宅をいう。
- ※2 建設性能評価等とは、新築時の建設住宅性能評価、新築時の適合証明書、既存住宅の建設住宅性能評価書をいう。（劣化対策等級（構造躯体等）の等級2以上を取得したことがわかるもの）
- ※3 評価書等とは、取得しようとするAプラン又はBプランの基準を確認できる下記に示す書類（変更含む。）をいう。
- い. 取得しようとするS基準について適合していることを示すフラット35（新築住宅）の適合証明書
  - ろ. 取得しようとするS基準について適合していることを示す新築住宅の建設住宅性能評価書
  - は. 取得しようとするS基準について適合していることを示す既存住宅の建設住宅性能評価書
  - に. 取得しようとするS基準について適合していることを示す次世代住宅ポイント対象住宅証明書
  - ほ. Aプラン（省エネ性）の技術基準を証明する書類
    - a. 住宅事業建築主基準に係る適合証
    - b. エコポイント対象住宅証明書
    - c. 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書
    - d. 所管行政庁が交付する認定低炭素住宅であることを証する書類
    - e. 集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを証する書類
    - f. 所管行政庁が交付する性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）であることを証する書類
  - へ. Bプラン（省エネ性）の技術基準を証明する書類
    - a. 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書

- b. 所管行政庁が交付する性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）であることを証する書類
  - c. 所管行政庁が交付する基準適合住宅（建築物省エネ法）であることを証する書類
- と、Aプラン（耐久性・可変性）の技術基準を証明する書類
- a. 所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類

（５）リフォーム一体型及びリノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）の場合別途見積とする。

（手数料の減額）

第３条 継続して多量の取引が見込める場合については、前条に定める手数料について減額することができる。なお、額については、理事長が決定するものとする。

（手数料の徴収時期および納入方法）

第４条 手数料の徴収時期は以下のとおりとする。

（１）新築住宅の場合

それぞれの検査申請ごとに、原則として「設計検査に関する通知書」の交付の日、中間現場検査日の前日及び竣工現場検査日の前日まで

（２）既存住宅の場合

物件検査の前日まで

２ 納入方法は銀行振込、現金納入又は一括納入（センターと協定を締結した場合に限る。）のうちいずれかとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。